NEWS RELEASE

JCR Sustainable
日本格付研究所サステナブル評価

26-D-0949
2026 年 11 月 2 日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり、株式会社西日本シティ銀行が借入人に実施する
サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに対する第三者意見を公表します。

株式会社西日本シティ銀行

サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク	新規

＜サステナビリティ・リンク・ローン原則等への適合性確認結果＞

本フレームワークはサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合する。

評価対象	株式会社西日本シティ銀行 サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

要約

本第三者意見は、株式会社西日本シティ銀行が中堅・中小企業等を対象に実施するサステナビリティ・リンク・ローンに関するフレームワーク（本フレームワーク）に対して、「サステナビリティ・リンク・ローン原則」[1]及び「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」[2]（総称して「SLLP 等」）との適合性を確認したものである。株式会社日本格付研究所（JCR）は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、独立した第三者機関として、西日本シティ銀行のサステナビリティ戦略、本フレームワークで定められたキー・パフォーマンス・インディケーター（KPI）、サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPT）、借入金の特性、レポーティング、検証について確認を行った。

西日本シティ銀行は、福岡県福岡市に本店を置く地方銀行であり、株式会社西日本フィナンシャルホールディングス（以下、「西日本 FH」）の中核子会社である。九州を中心に預金、貸出、決済等の金融サービスを提供するとともに、証券、リース、クレジット等のグループ機能を活用し、地域経済の発展に取り組んでいる。西日本シティ銀行は、「地域の発展なくして西日本 FH グループの発展なし」との考えのもと、創業支援や環境関連融資等を通じた地域課題の解決に取り組んでいるほか、サステナブルファイナンスの推進や地域企業の脱炭素化支援等を通じて、持続可能な地域社会の実現を目指している。

[1] Asia Pacific Loan Market Association (APLMA), Loan Market Association (LMA), Loan Syndications and Trading Association (LSTA). “Sustainability-Linked Loan Principles 2025”
https://www.lsta.org/content/sustainability-linked-loan-principles-sllp/
[2] 環境省 サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2026 年版
https://greenfinanceportal.env.go.jp/pdf/greenbond_guideline2026.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

西日本 FH は、グループ経営理念として「私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力 No.1 の地域金融グループを目指します」を掲げている。また、2026 年 4 月よりスタートした中期経営計画「未来共創 2029～ともに歩む、未来を拓く～」では、「お客さま・地域・従業員・株主から最も支持され、選ばれる地域金融グループ」を長期的に目指す姿として掲げている。さらに、西日本 FH では、サステナビリティを巡る課題への対応を経営戦略上の重要事項と位置付け、2021 年 4 月に「グループサステナビリティ宣言」を制定している。同宣言では、地域の発展とグループ企業価値の向上を目指すとともに、持続可能な社会の実現への貢献を掲げており、この考え方に基づきサステナビリティ推進に向けた各種施策を展開している。また、西日本 FH グループは、サステナブルファイナンスを重要な取り組みの一つとして位置付け、2021 年度から 2030 年度までの累計実行額 2 兆円を目標として掲げている。

サステナビリティ推進体制については、西日本 FH において取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する重要事項の協議や取組状況の把握・助言を実施している。委員会での協議内容は経営会議を経て取締役会へ報告され、取締役会による監督のもとでサステナビリティ経営が推進されている。

西日本シティ銀行は、本フレームワークで以下の KPI 及び SPT を設定している。

＜本件 KPI/SPT 一覧＞

	KPI/SPT
1	**中小企業版 SBT 認定の取得**
2	**再エネ 100 宣言 RE Action への参加**
3	**トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定の取得**
4	**えるぼし/プラチナえるぼし認定の取得**
5	**健康経営優良法人認定の取得**

本フレームワークに定める各 KPI について、いずれも、西日本シティ銀行の借入人である中堅・中小企業にとって、事業戦略上の重要性が高く有意義であることを JCR は確認した。

また、各 SPT について、各認定制度の認定基準や普及状況、脱炭素化及び人的資本経営に関する社会的要請等を踏まえると、いずれも野心的な設定がなされていると JCR は評価している。

融資条件におけるインセンティブの内容については、事前に設定された SPT が達成されるか否か、また達成状況が維持されるか否かに応じて、金利条件が変動する仕組みが定められていること、融資実行から完済まで年 1 回以上 SPT の達成状況の確認を行うことを JCR は確認した。

SPT の実績については、検証（又は検証同等の仕組み）が実施される予定であることを JCR は確認した。

以上より、JCR は、本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

I. 第三者意見の位置付けと目的

本第三者意見は、西日本シティ銀行が策定する本フレームワークに対して、SLLP 等への適合性を確認したものである。SLLP 等は、KPI の選定、SPT の測定、借入金の特性、レポーティング、検証という 5 つの核となる要素で構成されている。本第三者意見の目的は、SLLP 等で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCR が独立した第三者機関として、本フレームワークの SLLP 等への適合性を確認することである。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、西日本シティ銀行が 2026 年 11 月に策定した本フレームワークに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

1. 西日本シティ銀行のサステナビリティ戦略
2. KPI の選定
3. SPT の測定
4. 借入金の特性
5. レポーティング・検証
6. SLLP 等への適合性に係る結論

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

III. SLLP 等への適合性について

1. 西日本シティ銀行のサステナビリティ戦略

(1) 企業概要（沿革、事業内容）

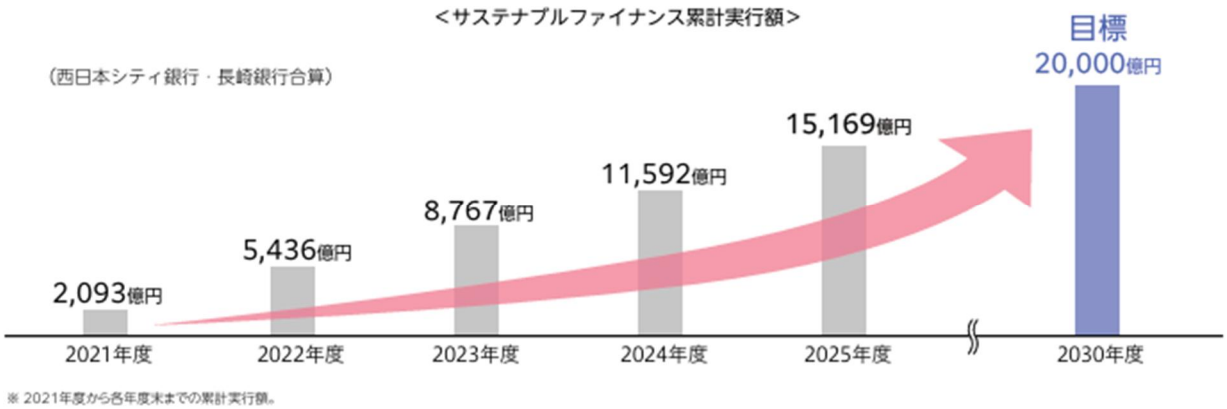
西日本シティ銀行は、福岡県福岡市に本店を置く地方銀行であり、西日本 FH グループの中核子会社である。九州を中心に預金、貸出、決済等の金融サービスを提供するとともに、証券、リース、クレジット等のグループ機能を活用し、地域経済の発展に取り組んでいる。西日本シティ銀行は、創業支援や環境関連融資等を通じた地域課題の解決に取り組んでいるほか、サステナブルファイナンスの推進や地域企業の脱炭素化支援等を通じて、持続可能な地域社会の実現を目指している。

(2) 西日本シティ銀行の企業理念・長期ビジョン・サステナビリティ戦略

西日本 FH は、「私たちは、高い志と誇りを持って時代の変化に適応し、お客さまとともに成長する総合力 No.1 の地域金融グループを目指します」というグループ経営理念を掲げている。また、2026 年 4 月よりスタートした中期経営計画「未来共創 2029～ともに歩む、未来を拓く～」では、「お客さま・地域・従業員・株主から最も支持され、選ばれる地域金融グループ」を長期的に目指す姿として掲げ、その実現に向けた取り組みを推進している。

また、西日本 FH は、サステナビリティを巡る課題への対応を経営戦略上の重要事項と位置付けており、2021 年 4 月には「グループサステナビリティ宣言」を制定している。同宣言では、地域の発展とグループ企業価値の向上を目指すとともに、持続可能な社会の実現への貢献を掲げており、この考え方に基づき、サステナビリティ推進に向けた各種施策を展開している。

西日本 FH グループは、「地域の発展なくして西日本 FH グループの発展なし」との考えのもと、創業支援や環境関連融資等を通じた地域課題の解決に取り組んでいる。また、サステナブルファイナンスを重要な取り組みの一つとして位置付けており、2021 年度から 2030 年度までの累計実行額 2 兆円を目標として掲げている。



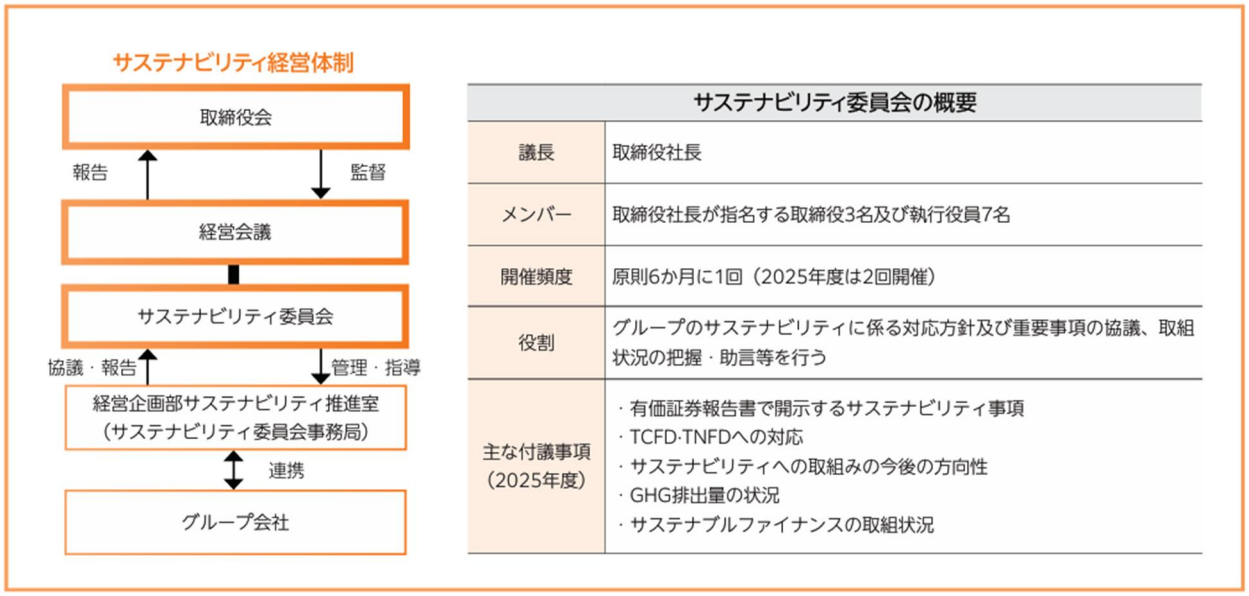
図表 1：西日本 FH グループのサステナブルファイナンスに係る目標・実績[3]

サステナビリティ推進体制については、西日本 FH において取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティに関する重要事項の協議や取組状況の把握・助言を実施している。委員会での協議内容は経営会議を経て取締役会へ報告され、取締役会による監督のもとでサ

[3] 西日本 FH 統合報告書 2026
https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure_chukandisclosure/disclo_202607/all.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

ステナビリティ経営が推進されている。また、経営企画部サステナビリティ推進室がサステナビリティ委員会の事務局としてグループ全体の取り組みを統括し、各社の施策や進捗状況のモニタリングを行っている。

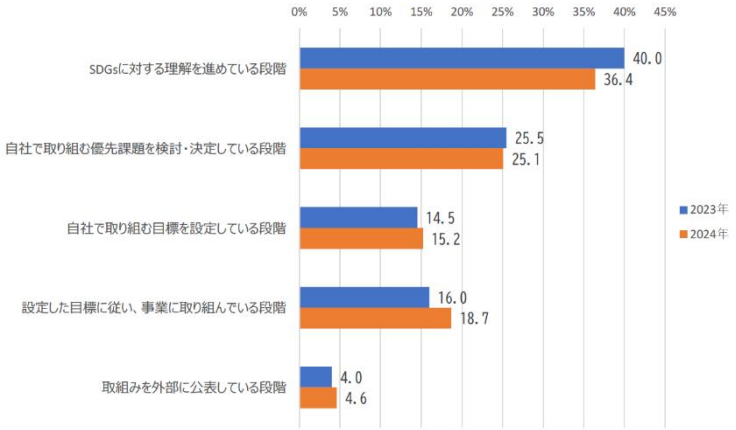


サステナビリティ委員会の概要	
議長	取締役社長
メンバー	取締役社長が指名する取締役3名及び執行役員7名
開催頻度	原則6か月に1回（2025年度は2回開催）
役割	グループのサステナビリティに係る対応方針及び重要事項の協議、取組状況の把握・助言等を行う
主な付議事項（2025年度）	・有価証券報告書で開示するサステナビリティ事項 ・TCFD·TNFDへの対応 ・サステナビリティへの取組みの今後の方向性 ・GHG排出量の状況 ・サステナブルファイナンスの取組状況

図表 2：西日本 FH のサステナビリティに係る経営体制[4]

(3) 西日本シティ銀行の中堅・中小企業用フレームワークの位置付け

中小企業における SDGs に対する認知度や理解は高まってきているが、SDGs に関する取り組みはまだ改善の余地がある。中小企業のサステナビリティ・SDGs に関する調査において、優先課題の決定や目標設定を始めとする具体的な取り組みを行っている企業は着実に増加している傾向がみられる。他方で、SDGs に係る取り組みについて「取り組みを外部に公表している段階」まで実施している中小企業は 4.6%に留まっており、中小企業の取り組みの更なる進展が期待される。

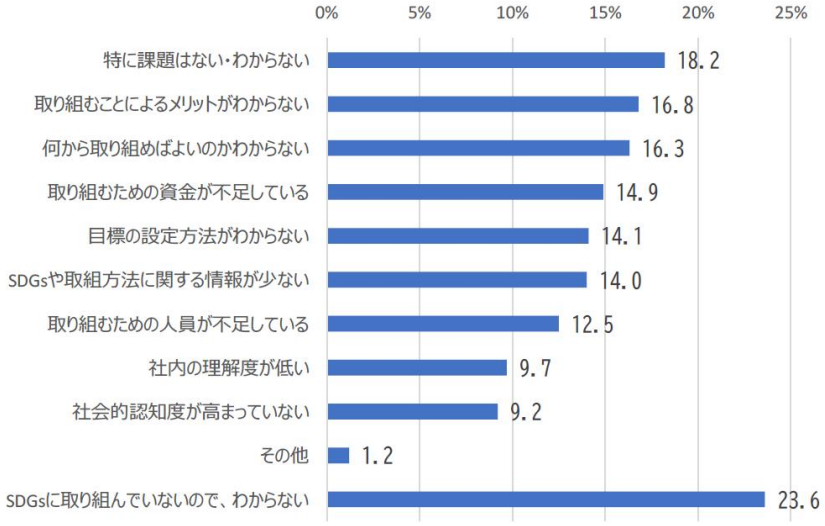


図表 3：SDGs の取り組みに係る進捗状況[5]

[4] 西日本 FH 統合報告書 2026
https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure_chukandisclosure/disclo_202607/all.pdf
[5] 中小基盤整備機構「中小企業の SDGs 推進に関する実態調査（2024 年）」
https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/rvuad1000001oa2s.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

中堅・中小企業が SDGs に係る取り組みを進めていくうえで、多種多様な課題が存在する。同調査によれば、SDGs の取り組みに向けた課題について、「特に課題はない・わからない」のほか、「何から取り組めばよいのかわからない」「取り組むための資金が不足している」「取り組んでいないのでわからない」等、その回答は多岐にわたる。取り組みが進んでいない企業のみならず、既に取り組みが十分に進んでいる企業であっても、何かしらの課題を抱えている可能性が推察される。



図表 4：SDGs の取り組みに向けた課題（複数回答）[6]

以上に述べたような情勢を踏まえて、西日本シティ銀行は、サステナブルファイナンスの実行を通じて、借入人である中堅・中小企業等のサステナビリティ、SDGs の取り組みを支援していくことを目的として、本フレームワークを策定した。

本フレームワークの対象となる中堅・中小企業の定義は以下のとおりである。

■「中堅・中小企業の定義」

1）企業規模

1-1）中小企業基本法の定義を満たす中小企業者

1-2）中堅企業（売上 1,000 億円以下、従業員数 2,000 人以下、資本金：10 億円以下のいずれかを満たす）

2）プライム市場上場企業（および、その連結子会社）は除く

図表 5：本フレームワークにおける「中堅・中小企業」の定義

なお、西日本シティ銀行は、KPI1：「中小企業版 SBT 認定の取得」については、SBTi による中小企業の要件に該当する借入人のみを対象とすることを本フレームワークで定めている。

また、借入人が本フレームワークの KPI を選択する際には、西日本シティ銀行と借入人が協議のうえ適切な KPI/SPT を選定し、西日本シティ銀行はその選定理由を記録することが本フレームワークにおいて定められている。

また、本フレームワークにおいては、サステナビリティ・リンク・ローンの契約期間は 3 年以上とすることが定められている。

[6] 中小基盤整備機構「中小企業の SDGs 推進に関する実態調査（2024 年）」
https://www.smrj.go.jp/research_case/questionnaire/fbrion0000002pjw-att/rvuad1000001oa2s.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

2. KPI の選定

(1) 評価の観点

本項では、本フレームワークで定める KPI に係る有意義性について確認を行う。具体的には、借入人のビジネス全体にとって関連性があって中核的で重要なものであること、借入人の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること、一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること等について確認を行う。

(2) KPI の選定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのKPIは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西日本シティ銀行は、本フレームワークで以下の KPI を設定している。

KPI1	**中小企業版 SBT 認定**
KPI2	**再エネ 100 宣言 RE Action**
KPI3	**トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定**
KPI4	**えるぼし/プラチナえるぼし認定**
KPI5	**健康経営優良法人認定**

図表 6：本フレームワークにおける KPI 一覧

■KPI 1 ：中小企業版 SBT 認定

＜中小企業版 SBT 認定の概要＞

SBT とは、「Science - Based Targets」の頭文字を取った略称であり、パリ協定において求められる水準と整合した科学的根拠に基づく GHG 排出削減目標として国際的に認知されている。また、SBTi は、企業に対し「科学的根拠」に基づく「GHG 削減目標」を立てることを求めるイニシアティブであり、CDP、世界資源研究所（WRI）、世界自然保護基金（WWF）、国連グローバル・コンパクト（UNGC）によって 2014 年に設立され、現在もこれらの 4 団体が事務局を務めている。企業においては、SBT 認定を取得することで、投資家、顧客、サプライヤー、社員等のステークホルダーに対して、パリ協定に整合する持続可能な取り組みを行う企業であることを示すことができる。

SBT 認定においては、大企業向けの通常 SBT 認定に加えて、中小企業版 SBT 認定が設計されており、KPI1 はその中小企業版 SBT 認定を対象としている。中小企業版 SBT 認定は、通常 SBT 認定と比較して、削減対象範囲等の一部条件が緩和されている。また、中小企業版 SBT 認定では、SBTi から中小企業向けに設計された目標設定プロセスが提供される点が特徴的であり、様々な中堅・中小企業が当該 SBT を活用して取り組みを進めていくことが期待されている。通常 SBT 認定及び中小企業版 SBT 認定の概要は、下記図表のとおりである。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

項目	（通常）SBT	中小企業版 SBT
対象	特に無し	＜必須要件＞ ・Scope1 と Scope2（ロケーション基準）の総排出量が 10,000 tCO_2 未満 ・金融機関セクター又は石油・ガスセクターに分類されていない ・SBTi が策定したセクター別基準に基づく目標設定を求められていない ・親会社の全体事業が標準的な検証ルートに該当する企業の子会社ではない ＜追加要件＞ 上記に加え、以下 4 項目のうち 3 項目以上を満たす必要がある ・従業員数 250 人未満 ・売上高 5,000 万ユーロ未満 ・総資産 2,500 万ユーロ未満 ・FLAG セクター[7]に分類されない
目標年	公式申請年から、 5 年以上先、10 年以内の任意年	公式申請年から、 5 年以上先、10 年以内の任意年
削減対象範囲	Scope1・2・3 排出量 ※Scope3 が Scope1～3 の合計の 40%を超えない場合には、Scope3 目標設定の必要無し	Scope1・2 排出量 Scope3 排出量（任意）
目標レベル	下記水準を超える削減目標を任意に設定 ■Scope1・2 年 4.2%以上削減（1.5°C水準） ■Scope3 年 2.5%以上削減（Well-below 2°C水準）	■Scope1・2 少なくとも年 4.2%削減（1.5°C目標） ■Scope3 数値目標設定は必須ではないが、算定・削減努力が求められる

図表 7：通常 SBT 認定及び中小企業版 SBT 認定の概要（2026 年 6 月 25 日更新）[8]

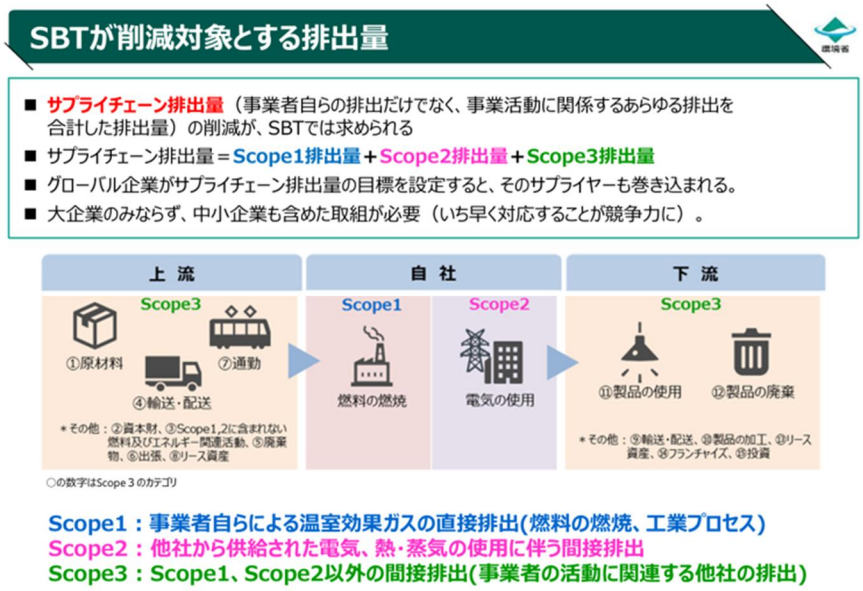
＜借入人・企業における気候変動の取り組み、GHG 削減の重要性＞

気候変動に関する社会全体の動向として、2015 年 12 月に採択されたパリ協定において、GHG 排出削減の長期目標として、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2°Cより十分に低く保つとともに（well-below 2°C目標）、1.5°Cに抑える努力を追求すること（1.5°C目標）」等が目的として掲げられている。その上で、当該目的の達成に向けて努力を継続すること、長期的には、今世紀後半での人為的な GHG 排出量を実質ゼロとすること等が盛り込まれている。

上述のパリ協定を踏まえて、世界各国において削減目標が打ち出されている。日本政府は、これまで 2050 年までにカーボンニュートラル実現の長期目標及び 2030 年度に 2013 年度比で 46%削減の中間目標を掲げてきたが、2025 年 2 月に 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）することを目指す目標を新たに掲げている。

[7] FLAG とは Forest, Land and Agriculture の略称であり、「森林・土地・農業」分野のことを指す。FLAG は世界の GHG 排出量の約 1/4（22%）を占めており、SBTi（Science Based Target initiative）は、FLAG のガイダンスを 2022 年に公表。
[8] グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム資料（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/decarbonization_05.html）をもとに JCR 作成

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.



図表 8：サプライチェーン全体での脱炭素の動き（環境省）[9]

これらの情勢を受けて、GHG 削減に取り組む企業が年々増加している。特にグローバルで事業を営む大企業は、自社領域（Scope1・2）における GHG・CO_2 削減のみならず、サプライチェーンの上流・下流（Scope3）で排出される GHG・CO_2 削減も推進している。また、大企業やグローバル企業にとっての Scope3 は、その取引先の企業（中堅・中小企業を含む）にとっての Scope1・2 に相当することから、これらの大企業の要請に対応すべく、中堅・中小企業においても、GHG・CO_2 削減に向けた取り組みを進めることの重要性は高まってきている。

＜福岡県、西日本シティ銀行における本 KPI の位置付け＞

福岡県は、「福岡県地球温暖化対策実行計画」[10]に基づき、2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギーの推進、事業者や県民の行動変容の促進等に関する施策を推進している。KPI に定める中小企業版 SBT 認定の取得は、企業が科学的根拠に基づく GHG 排出量削減目標を設定し、その達成に向けた取り組みを推進するものであり、福岡県が目指す脱炭素社会の実現に資するものと考えられる。

西日本シティ銀行は、中堅・中小企業が今後も持続的に事業活動を行ううえで、脱炭素化への対応が重要な経営課題になると認識している。一方で、取引先企業の脱炭素化への取組状況には差異があり、これから取り組みを開始する企業も少なくない。このような状況を踏まえ、西日本シティ銀行は、本フレームワークに基づくサステナビリティ・リンク・ローンを通じて、取引先企業による脱炭素に向けた目標設定や、その達成に資する施策の立案・実行等を後押しし、地域全体の脱炭素化を促進することを企図している。また、西日本 FH グループは、投融資先に係る GHG 排出量（Scope3 カテゴリー15）の削減及び算定高度化にも取り組んでいることから[11]、取引先企業の脱炭素化の進展は、地域社会の持続可能性向上に加え、西日本 FH グループの気候変動対応の高度化にも資するものと考えられる。

[9] 環境省 バリューチェーン全体の脱炭素化について
https://shift.env.go.jp/files/navi/seminar/2025/20250130_01.pdf
[10] 福岡県地球温暖化対策実行計画（第 2 次）
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ondankajikkoukeikaku.html
[11] 西日本 FH 統合報告書 2026
https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure_chukandisclosure/disclo_202607/all.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

＜一貫した方法論に基づく測定又は定量化の可否（外部からの検証可能性）＞

本 KPI である中小企業版 SBT 認定は、GHG 排出量算定のグローバルスタンダードである GHG プロトコル等を参照しており、一貫した方法論（GHG プロトコル）に基づく測定・定量化及びベンチマークが可能であるとともに、適用範囲等を含め定義は明確にされている。

以上より、本 KPI は、西日本シティ銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業においても中核的かつ重要である。また、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を JCR は確認している。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■KPI2：再エネ 100 宣言 RE Action

＜再エネ 100 宣言 RE Action の概要＞

再エネ 100 宣言 RE Action は、企業、自治体、教育機関、医療機関等を対象として、事業活動で使用する電力を 100%再生可能エネルギーへ転換することを目指す枠組みであり、2019 年に発足した。そのベースとなっている国際的イニシアティブである RE100 は、年間消費電力量 100GWh 以上等の参加要件が設けられており、主として大企業を対象としている。一方、再エネ 100 宣言 RE Action は、RE100 の対象とならない中堅・中小企業等にも再生可能エネルギーの利用拡大を促すことを目的として創設されたものである。

RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の参加要件の比較は以下図表のとおりである。

項目	RE100	再エネ 100 宣言 RE Action
対象企業	・年間消費電力量が 100GWh 以上[12]である企業 ※年間電力消費量が 100GWh 未満[13]の企業でも、例外的に加盟できる可能性あり[14]	・特段なし
認定要件	・以下の要件を満たす目標年を設定、宣言し、事業全体を通じた 100%再エネ化にコミットする、もしくは既に 100%再エネ化を達成していること －遅くとも 2040 年までに 100%再エネ化を達成 －2030 年までに 70%、2035 年までに 90%の中間目標を設定 ・GHG プロトコルで定義される、全ての電力に関連するスコープ 2 及び発電に係るスコープ 1 を再エネ化する ・グループ全体で加盟すること ※但し、親会社と明確に分離したブランドであり、1TWh 以上の年間消費電力量を満たす場合、例外的に子会社での加盟は可能	・遅くとも 2050 年までに使用電力を 100%再エネに転換する目標を設定し、対外的に公表すること ※中間目標の設定を推奨 ・再エネ推進に関する政策エンゲージメントの実施
進捗報告	・進捗報告は毎年、所定フォーマットで実施（主な記載内容は以下のとおり） －企業情報 －目標（再エネ目標、戦略、ロードマップ） －実績（電力消費量、再エネ購入量、再エネ発電量） －第三者監査を推奨（目標未達成のペナルティなし）	・消費電力量、再エネ率等の進捗を毎年報告すること ※再エネの定義は RE100 基準に準じる

図表 9：RE100 及び再エネ 100 宣言 RE Action の主要な参加要件の比較[15]

[12] 2026 年 6 月 25 日時点において、日本企業については特例として 50GWh 以上に緩和されている
[13] 2026 年 6 月 25 日時点において、日本企業については、特例として 50GWh 未満の条件が設定されている
[14] 環境省資料等によれば、①RE100 事務局が重視する地域/業種で主要な事業者であること、②RE100 事務局が重視する地域で政策提言に参加する意思があること、③グローバル又は国内で認知度・信頼度が高い、④主要な多国籍企業（フォーチュン 1000 又はそれに相当）、⑤その他、RE100 の目的に利する国際的・地域的な影響力を持つことの中から、1 つ以上の特徴を有する場合には、例外的に加盟できる可能性が示唆されている
[15] 環境省資料（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/RE100_gaiyou_20260625.pdf）より JCR 作成

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

＜借入人・企業における気候変動の取り組み・再生可能エネルギー導入の重要性＞

太陽光や風力、地熱、水力、バイオマスといった再生可能エネルギーは自然資源をエネルギー源とし、直接的には GHG を排出しないクリーンなエネルギーである。2023 年の COP28 では、2030 年までに再エネ発電容量を世界で約 3 倍（11,000GW）にすることが国際目標として採択された。また International Energy Agency（IEA）の Net Zero Emissions by 2050 シナリオでは、再生可能エネルギーによって 2030 年までに 4Gt-CO_2を削減することが想定されている。また、同シナリオでは、2030 年から 2050 年にかけての GHG 削減量の約 1/4 を電化による削減が占めるとされている。一般的に、電化された設備は電力系統から供給される電力で稼働するため、電源構成において太陽光や風力を中心とした再生可能エネルギーの比率を高めることが一層重要となる。

こうしたグローバルな動きを受けて日本政府は、GHG 排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの導入を有効な手段の一つとして位置付けている。2025 年 2 月に閣議決定された「第 7 次エネルギー基本計画」では、従来から掲げてきた 2050 年カーボンニュートラル（2020 年 10 月表明）の実現に向け、2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減（いずれも 2013 年度比）を目指す野心的な目標が示されている。再生可能エネルギーは、2024 年度の発電電力量の構成において 23.0%まで拡大しているが[16]、今後も S＋3E（安全、安定供給、経済効率性、環境適合）を前提とし、主力電源化を徹底するとともに、地域との共生や国民負担の抑制に配慮しながら最大限の導入を促進するとしている。これらの目標達成に向けては、2040 年度の再生可能エネルギー比率を 4～5 割まで引き上げる必要があり、更なる導入拡大が求められる状況にある。

		2023年度（速報値）	2040年度（見通し）
エネルギー自給率		15.2%	3～4割程度
発電電力量		9854億kWh	1.1～1.2兆kWh程度
電源構成	再エネ	22.9%	4～5割程度
	太陽光	9.8%	23～29%程度
	風力	1.1%	4～8%程度
	水力	7.6%	8～10%程度
	地熱	0.3%	1～2%程度
	バイオマス	4.1%	5～6%程度
	原子力	8.5%	2割程度
	火力	68.6%	3～4割程度
最終エネルギー消費量		3.0億kL	2.6～2.7億kL程度
温室効果ガス削減割合（2013年度比）		22.9% ※2022年度実績	73%

図表 10：第 7 次エネルギー基本計画における 2040 年度時点の電源構成の見通し[17]

前述のとおり、借入人である企業にとって GHG 削減への取り組みの重要性は一段と高まっているが、それと同時に、使用電力を再生可能エネルギーで賄うインセンティブが高まっている。借入人が再エネ 100 宣言 RE Action への参加を通じて再生可能エネルギーの導入率を高めることで、結果として GHG 排出量の削減が促進されることが期待される。この点から、本 KPI は環境改善効果を有するものであると言える。

[16] 経済産業省 プレスリリース
https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/pdf/gaiyou2024fysoku.pdf
[17] 資源エネルギー庁 「第 7 次エネルギー基本計画」（2025 年 2 月）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/others/basic_plan/pdf/20250218_02.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

＜福岡県、西日本シティ銀行における本 KPI の位置付け＞

福岡県は 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、再生可能エネルギーの導入拡大を重要施策として位置付けている。県総合計画においても、県内の再生可能エネルギー発電設備導入容量を 2026 年度末までに 405 万 kW とする目標を設定しており[18]、事業者による再生可能エネルギーの利用拡大が期待されている。再エネ 100 宣言 RE Action への参加は、こうした福岡県の方向性とも整合的であり、地域全体の脱炭素化及び再生可能エネルギー導入拡大に資する取り組みと考えられる。

西日本シティ銀行は、本 KPI を通じて取引先企業の再生可能エネルギー利用拡大を後押しし、地域全体の脱炭素化を促進することを企図している。また前述のとおり、西日本 FH グループは気候変動対応を重要課題として位置付け、投融資先に係る GHG 排出量（Scope3 カテゴリー15）の削減及び算定高度化にも取り組んでいることから、取引先企業の再エネ利用拡大は、地域社会の持続可能性向上に加え、西日本 FH グループの気候変動対応の高度化にも資するものと考えられる。

[18] 福岡県総合計画 第 2 部 環境の現況と対策
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/799488_62743906_misc.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■KPI3：トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定

＜認定制度の概要＞

くるみん認定制度とは、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができる制度である。企業は、同認定を取得するために、次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定し、さらに計画に定めた目標を達成し情報公開等の基準を満たしている旨の申請を行う必要がある。くるみん認定は、仕事と家庭を両立できる環境が企業に整備されているか否かを可視化することができる。

くるみん認定を既に取得している企業を対象に、さらに高い水準の取り組みを進めている企業への認定制度として、プラチナくるみん認定が存在する。また、くるみん認定、プラチナくるみん認定の基準が 2022 年 4 月に引き上げられたことに伴い、従来のくるみん認定水準を認定するものとしてトライくるみん認定が新設されている。

くるみん認定の基準概要	
1.	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2.	行動計画の計画期間が、2 年以上 5 年以下であること。
3.	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4.	策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5.	次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること。 （1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が 30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。 （2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率および企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて 50%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が 1 人以上いること。
6.	計画期間における、女性労働者および育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ 75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
7.	計画期間の終了日の属する事業年度において次の（1）または（2）のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。 （1）フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 30 時間未満であること。 （2）フルタイムの労働者のうち、25～39 歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月 45 時間未満であること。 （3）月平均の法定時間外労働が 60 時間以上の労働者がいないこと。
8.	次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。 ① 男性労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
9.	法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

図表 11：くるみん認定の認定取得基準の概要[19]

[19] 次世代育成支援対策推進法関係リーフレット（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/999zentai.pdf）より JCR 作成

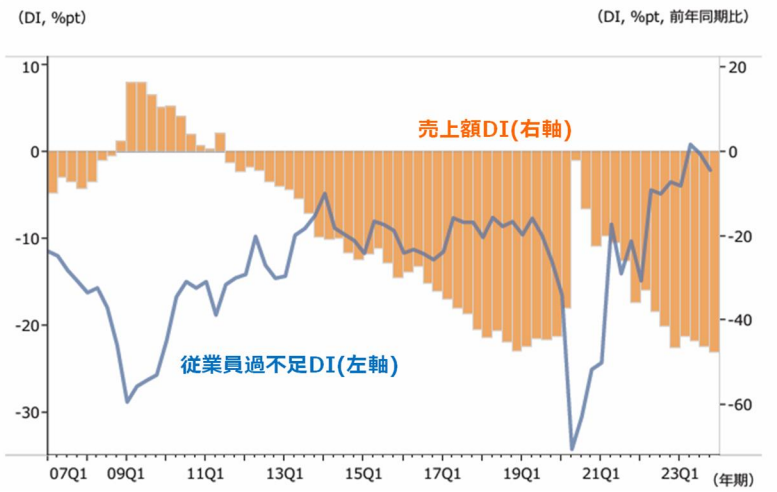
Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

くるみん認定では、評価対象となる企業の労働環境において、仕事と家庭の両立を可能にするような環境づくりに向けて、どのような状態にあるかを可視化することができる。くるみん認定を通じて企業の取り組みを推進することは、ひいては少子化の解決に貢献することができる可能性があると考えられる。

＜借入人・企業における子育て支援への取り組みの重要性＞

日本において少子化が進行しており、日本の合計特殊出生率は 1.14（2025 年）[20]と統計開始以降最低水準となっている。少子化に起因する様々な社会課題の解決に向けては、誰もが子どもを育てられる環境づくりが重要となる。子育て世帯はそのほとんどが勤労世代であることを踏まえれば、就業者が子育てと就業を両立できる環境を企業が整備することは、少子化に起因する様々な社会課題の解決に資するものと考えられる。

中堅・中小企業の経営環境の観点からみると、売上げが回復基調にある一方で、人手不足感が徐々に強まっている。中堅・中小企業の売上額 DI 及び従業員数過不足 DI の推移を見ると、コロナ禍後の需要回復を受けて人手不足が引き続き深刻な経営課題として認識されているものと推察される。このことからも、中堅・中小企業の持続的な発展に向けて、人手不足への対応策としての労働環境の整備が重要と考えられる。

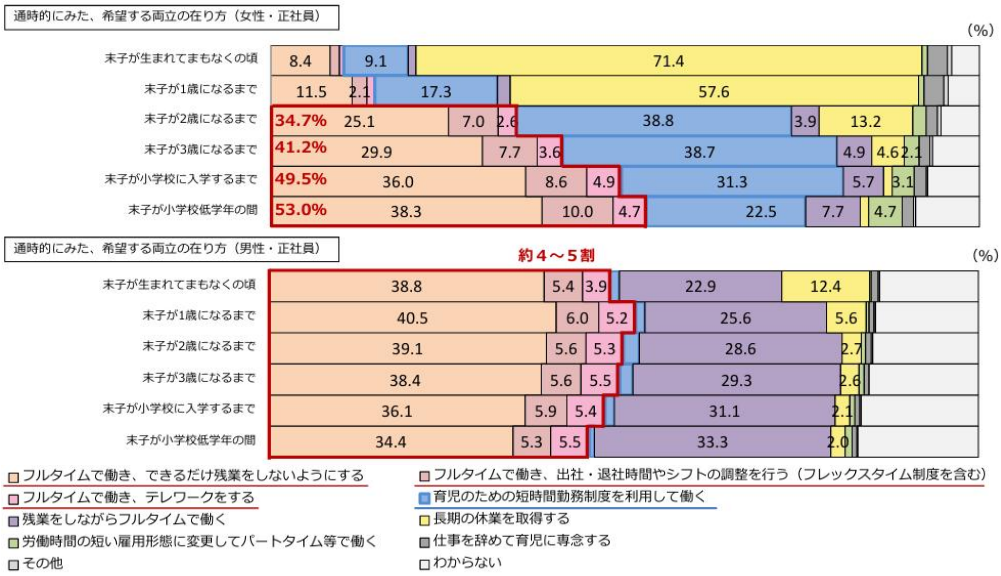


図表 12：中小企業の事業規模と従業員不足感の推移[21]

中堅・中小企業にとって、人手不足問題の解消には、家庭と仕事の両立が可能な労働環境の整備が必要と考えられる。働く子育て世代の労働環境に関する調査によると、女性では、子どもが 3 歳になるまでは休業や短時間勤務を希望する割合が高いが、それ以降は残業をしないフルタイムや柔軟なフルタイム勤務（出社・退社時間やシフトの調整、テレワーク）を希望する割合が高くなっていく。男性では、子どもの年齢を問わず残業をしない働き方や柔軟な働き方を希望する割合が約 5 割を占める。このことから、男女ともに柔軟な働き方を希望していると推察される。中堅・中小企業において、労働者の希望に応じた労働環境整備が進めば、離職者の減少や採用者数の増加も期待される。

[20] 令和 7 年（2025）人口動態統計（確定数）
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai25/dl/kekka.pdf
[21] 2024 年版「中小企業白書」をもとに JCR 作成

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.



図表 13：希望する仕事と育児の両立のあり方[22]

＜福岡県、西日本シティ銀行における本 KPI の位置付け＞

福岡県の合計特殊出生率は全国平均を上回るものの、趨勢としては全国と同様に低下傾向が継続しており、2025 年は 1.21 となった[23]。このような合計特殊出生率の低下傾向を踏まえ、福岡県は「福岡県こども計画（2025～2029 年度）」[24]を策定し、結婚・子育ての希望をかなえ、安心してこどもを産み育てることができる地域社会の実現を目指している。同計画では、子育て支援に加え、仕事と育児の両立を支える環境整備も重要な施策として位置付けられている。

西日本シティ銀行は、地域社会の持続的な発展への貢献を重要な使命の一つと位置付けており、西日本 FH グループにおいても、「地域の発展とグループ企業価値の向上を目指すとともに、持続可能な社会の実現に貢献する」ことを掲げ、サステナビリティへの取り組みを推進している。こうした方針のもと、本フレームワークを通じて取引先企業による、くるみん認定の取得を促進することは、育児と仕事の両立支援や働きやすい職場環境の整備を後押しし、地域企業の人材確保及び定着の促進に資するものと考えられる。

以上より、JCR は、本 KPI が西日本シティ銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業において中核的で重要であることを確認している。また、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。

[22] 労働政策審議会雇用環境・均等分科会（第 65 回）参考資料 1「仕事と育児・介護の両立支援対策の充実に関する参考資料」を参照（資料自体は、日本能率協会総合研究所「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」（労働者調査）（令和 4 年度厚生労働省委託事業）の内容が取りまとめられたもの）
[23] 令和 7 年（2025）人口動態統計（確定数）
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai25/dl/kekka.pdf
[24] 福岡県こども計画の策定について
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kodomokeikaku2025-2029.html

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■KPI4：えるぼし/プラチナえるぼし認定

＜認定制度の概要＞

えるぼし認定とは、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組状況が優良である等の一定の要件を満たした企業が認定を受けることができる制度である。プラチナえるぼし認定とは、えるぼし認定企業のうち取組状況が特に優良である等の要件を満たした場合に認定を受けることができる。また、2026 年 4 月には、女性の健康支援に関する取り組みを評価する「えるぼしプラス認定」及び「プラチナえるぼしプラス認定」が創設された。以上から当該認定制度は、女性の採用から継続就業、管理職登用等に至るまで、キャリア全体を認定基準の対象としている点に特徴があると言える。

評価項目	基準概要
採用	①男女別の採用における競争倍率（応募者数／採用者数）が同程度であること。（直近 3 事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」 が、直近 3 事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと） 又は②直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が 4 割を超える場合は 4 割）以上であること (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が 4 割を超える場合は 4 割）以上であること
継続就業	・直近の事業年度において、(i)と(ii)のどちらかに該当すること (i)「女性労働者の平均継続勤続年数」÷「男性労働者の平均継続勤続年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 7 割以上であること (ii)「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 8 割以上であること
労働時間等の働き方	・雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとにすべて 45 時間未満であること
管理職比率	①直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること 又は②「直近 3 事業年度の平均した 1 つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近 3 事業年度の平均した 1 つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が 8 割以上であること
多様なキャリアコース	・直近の 3 事業年度に、大企業については 2 項目以上（非正社員がいる場合は必ず A を含むこと）、中小企業については 1 項目以上の実績を有すること A　女性の非正社員から正社員への転換 B　女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C　過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D　おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用

図表 14：えるぼし認定の認定基準の概要[25]

[25] えるぼし認定、プラチナえるぼし認定の概要（https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000594317.pdf）より JCR 作成

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

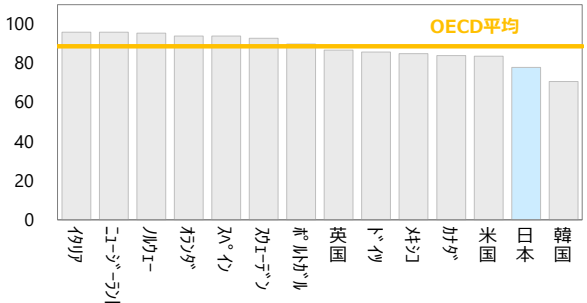
＜借入人・企業における女性活躍推進への取り組みの重要性＞

企業の中長期的な企業価値向上のためには、非連続的なイノベーションを生み出すことが重要であり、その原動力となるのは多様な個人の掛け合わせであることから、専門性や経験、感性、価値観といった知と経験のダイバーシティ＆インクルージョンを積極的に取り込むことが必要とされている[26]。

ダイバーシティ経営について、経済産業省では「多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営」と定義されている。「多様な人材」とは、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観等の多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方等の多様性も含まれる[27]。そして「多様な人材」が能力を発揮し新たな価値を生み出すために、一人ひとりが職場で尊重されたメンバーとして扱われていると認識している状態、すなわちインクルージョンが必要とされている[28]。

イノベーションを生み出して価値創造に繋げる観点から、ダイバーシティ経営を推進することは重要である。そして女性の活躍推進は、多様な視点によってイノベーションを促進して社会全体に活力をもたらすものであり、ダイバーシティ経営のために不可欠である。他方、有償労働時間が男性に、無償労働時間が女性に大きく偏る等、依然として固定的な性別役割分担が残っていると指摘されており[29]、労働における男女間格差が残っている現状がある。労働における男女間格差の是正を通じて女性活躍が実現できる環境の整備を進めることは、ダイバーシティ経営の実現の観点から重要な取り組みである。

日本における男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にはあるものの、国際比較においては未だ大きい状況が続いている。フルタイムという同一労働条件下での賃金において男女間で格差が存在することは、キャリア形成に関する男女間格差が存在する可能性を示唆している。日本は国際比較でOECD 平均を下回っていることも踏まえると、企業として男女間格差の是正・改善に向けた取り組みが必要な状況であると考えられる。



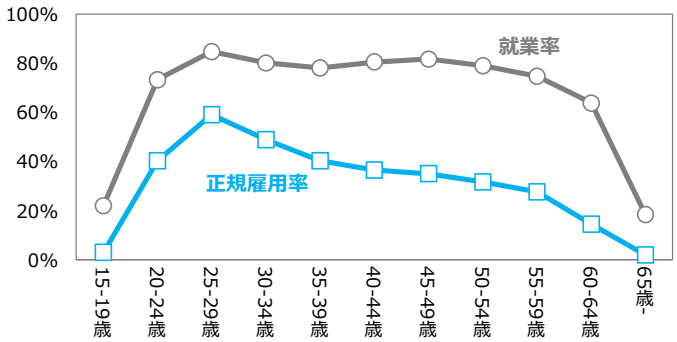
図表 15：フルタイム労働者の賃金（中央値）に係る男女格差（男性フルタイム労働者の中央値=100）[30]

労働に関する男女間格差について、フルタイムとパートタイムの比較も重要である。M 字カーブとは、女性の労働参加率が、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することで、グラフに示した形状が M 字を描くことを指す。長期的には改善傾向にあるが、一部調査[31]では、育児のための離職経験がある女性のうち、子の妊娠判明時に出産後の就業継続を希望し

[26] 人材版伊藤レポート 2.0
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinteki_shihon/pdf/report2.0.pdf
[27] 経済産業省　ダイバーシティ経営の推進
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/index.html
[28] 経済産業省　【改訂版】ダイバーシティ経営診断シートの手引き（2021 年 3 月）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/diversity/turutebiki.pdf
[29] 内閣府　「男女共同参画白書」各年版を参照
[30] 内閣府　「男女共同参画白書」各年版をもとに JCR 作成
[31] 令和 4 年度厚生労働省委託事業「仕事と育児の両立等に関する実態把握のための調査研究事業」
（労働者調査報告書：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200711_00006.html）

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

ていた女性の割合は、正社員でおよそ 5 割近くにのぼる等、出産を機に退職を余儀なくされる女性は依然相当数存在する。一方、L 字カーブとは、女性の正規雇用労働者比率が 20 代後半でピークを迎えた後、低下を続ける現象[32]を指す。近年、新たに L 字カーブが見られるようになり、女性のパートタイム労働者が就労時間を調整する動きも確認されている。L 字カーブは男性には見られない事象であり、労働における男女間格差の是正は、社会全体で解消すべき課題と言える。



図表 16：年齢階級別の女性の就業率及び正規雇用率（2023 年度）[33]

＜福岡県、西日本シティ銀行における本 KPI の位置付け＞

福岡県においても、女性の 20 代の労働力率と比較して 30 代の労働力率が低下するいわゆる M 字カーブが確認されている[34]。福岡県は男女共同参画計画を策定し、女性活躍や仕事と家庭の両立支援を含むジェンダー平等・男女共同参画社会の実現を重要な政策課題として位置付けている。

西日本シティ銀行は、地域企業の持続的な成長には、多様な人材が能力を十分に発揮できる職場環境の整備が重要であると考えている。特に、仕事と家庭の両立支援や女性活躍の推進は、人材確保・定着の促進に加え、多様な視点を活かした付加価値創出や企業競争力の向上にも資するものと考えている。えるぼし認定は、女性の採用、継続就業、管理職登用等を含む幅広い観点から企業の取り組みを評価する制度であり、地域企業におけるダイバーシティ推進の重要な指標の一つと位置付けられる。

以上より、JCR は、本 KPI は西日本シティ銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、取引先企業における女性活躍推進及び人的資本経営の高度化を通じて、地域社会の持続的な発展に資する重要な指標であると考える。また、JCR は、本 KPI が外部認定制度に基づく客観的かつ一貫した方法論により測定されること等を確認している。

[32] 内閣府「選択する未来 2.0」中間報告（令和 2 年 7 月 1 日）を参照
https://www5.cao.go.jp/keizai2/keizai-syakai/future2/chuukan_devided/chuukan_1.pdf
[33] 内閣府　「男女共同参画白書」各年版をもとに JCR 作成
[34] 福岡県「福岡県における男女共同参画の現状」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/life/764462_62447289_misc.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■KPI5：健康経営優良法人認定

＜認定制度の概要＞

健康経営優良法人認定は、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中堅・中小企業等の法人を顕彰する制度である。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、従業員や求職者、関係企業や金融機関等から「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目標としている。

本制度には、大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の２つの部門が存在し、それぞれの部門で「健康経営優良法人」が認定されている。中堅・中小企業は、同認定を取得するにあたり、企業理念・方針や組織体制の整備を行うとともに、ストレスチェック等の実施やヘルスリテラシーの向上等、従業員の健康に資する様々な施策を総合的に行うことが認定要件として求められている。

健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）認定要件

大項目	中項目	小項目	評価項目	認定要件		
				小規模法人特例	中小規模法人部門	
1．経営理念・方針			健康宣言の社内外への発信及び経営者自身の健診受診	必須		
2．組織体制			健康づくり担当者の設置	必須		
			(求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供	必須		
3．制度・施策実行	(1) 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討	健康課題に基づいた具体的な目標の設定	健康経営の具体的な推進計画	健康経営の具体的な推進計画～左記③のうち2項目以上	必須	ブライト500・ネクストブライト1000は左記①～⑰のうち16項目以上
		健康課題の把握	①定期健診受診率(実質100%)		左記①～③のうち2項目以上	
			②受診勧奨の取り組み			
			③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施			
	(2) 健康経営の実践に向けた土台づくり	ヘルスリテラシーの向上	④管理職または従業員に対する教育機会の設定	左記④～⑩のうち2項目以上	左記④～⑩のうち2項目以上	
		ワークライフバランスの推進	⑤適切な働き方実現に向けた取り組み			
			⑥仕事と育児または介護の両立支援の取り組み			
		職場の活性化	⑦コミュニケーションの促進に向けた取り組み			
		仕事と治療の両立支援	⑧がん等の私病に関する復職・両立支援の取り組み(⑲以外)			
		性差・年齢に配慮した職場づくり	⑨女性の健康保持・増進に向けた取り組み			
			⑩高年齢従業員の健康や体力の状況に応じた取り組み			
	(3) 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策	具体的な健康保持・増進施策	⑪保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	左記⑪～⑰のうち2項目以上	左記⑪～⑰のうち4項目以上	
			⑫食生活の改善に向けた取り組み			
			⑬運動機会の増進に向けた取り組み			
			⑭長時間労働者への対応に関する取り組み			
			⑮心の健康保持・増進に関する取り組み			
		感染症予防対策	⑯感染症予防に関する取り組み			
		喫煙対策	⑰喫煙率低下に向けた取り組み			
			受動喫煙対策に関する取り組み	必須		
4．評価・改善			健康経営の取り組みに対する評価・改善	必須		
5．法令遵守・リスクマネジメント（自主申告） ※誓約書参照			定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等	必須		

図表 17：健康経営優良法人 2026（中小規模法人部門）認定要件[35]

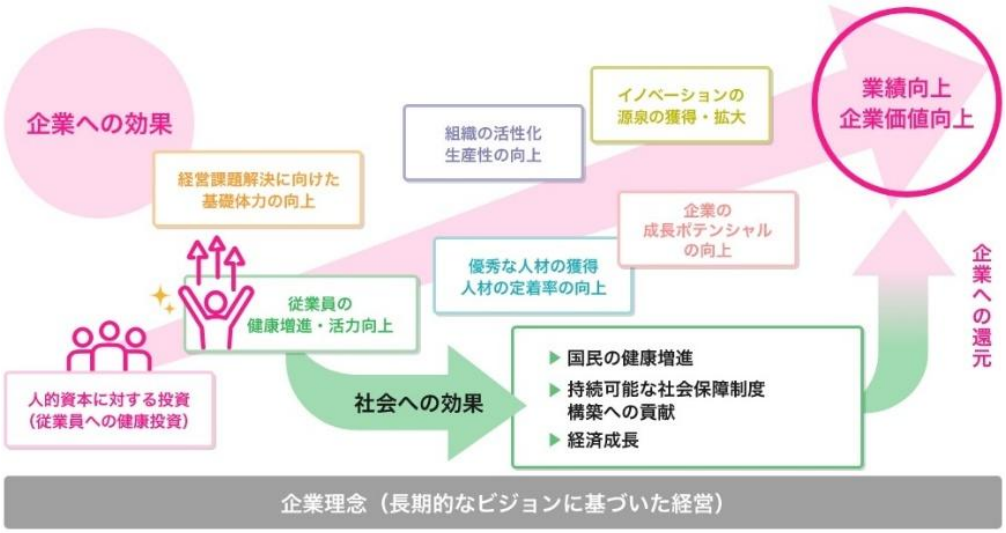
＜借入人・企業における「健康経営」への取り組みの重要性＞

「健康経営」とは、「従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること」と定義されている[36]。企業理念に基づいて従業員等への健康投資を行うことで、従業員の健康に対する意識

[35] 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」
https://kenko-keiei.jp/wp-content/themes/kenko_keiei_cms/files/r7chu_ninteiyoken.pdf
[36] 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」
https://kenko-keiei.jp/about/

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

が向上し、ひいては従業員の活力向上、人材の定着率の向上、生産性の向上、及び組織の活性化等が実現されると考えられる。これらを通じて企業の業績向上や企業価値向上につながることが期待されており、健康経営は社会全体と企業の両方に相互的に好影響を与えるものと言える。



図表 18：健康経営・健康投資の定義・位置付け[37]

＜福岡県、西日本シティ銀行における本 KPI の位置付け＞

福岡県は、2024 年 3 月に策定した現行の「福岡県健康増進計画[38]」において、「県民一人ひとりが、地域の中でともに支えあい、健やかでこころ豊かに過ごせ、長生きしてよかったと実感できる社会の実現」を基本理念として掲げている。同計画では、健康寿命の延伸や生活習慣病予防等の推進に加え、県民一人ひとりの自主的な健康づくりだけでなく、地域や企業による健康づくりの取り組みも重要であるとしている。これらの取り組みは、県民の健康保持・増進及び健康寿命の延伸を目指す同計画の方向性にも沿うものである。

西日本シティ銀行は、本フレームワークに基づく取り組みを通じて、取引先である中堅・中小企業が健康経営に注力することで、従業員の健康保持・増進や活力向上等につながることを期待している。また、健康経営に係る取り組みの強化とその透明性の向上が、安定的で質の高い労働力の確保・維持及びサステナビリティ経営の高度化につながると考えられる。

以上より、本 KPI は、西日本シティ銀行にとって事業運営上の戦略的意義が大きく、中堅・中小企業の事業において中核的かつ重要である。また、JCR は、本 KPI は一貫した方法論に基づくものであること等を確認している。

[37] 健康経営優良法人認定事務局ポータルサイト「ACTION！健康経営」
https://kenko-keiei.jp/about/
[38] 福岡県「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか 21）」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ikiikikenkofukuoka21.html

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

3. SPT の測定

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークの SPT に係る野心性について確認を行う。具体的には、選定された KPI における重要な改善を表し、Business as Usual（BAU、当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）の軌跡を超える等の野心的なものであること、可能な場合にはベンチマークや外部参照値と比較可能であること、借入人の全体的なサステナビリティ戦略及びビジネス戦略と整合していること、ファイナンス開始時までにあらかじめ定められた時間軸（目標年度等）に基づいて SPT が決定されること等の観点から確認を行う。

(2) SPT の測定の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークのSPTは、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西日本シティ銀行は、本フレームワークにおいて、以下のとおり SPT を設定している。

SPT1	**中小企業版 SBT 認定の取得**
SPT2	**再エネ 100 宣言 RE Action への参加**
SPT3	**トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定の取得**
SPT4	**えるぼし/プラチナえるぼし認定の取得**
SPT5	**健康経営優良法人認定の取得**

図表 19：本フレームワークにおける SPT 一覧

■SPT 1：中小企業版 SBT 認定

本 SPT においては、中小企業版 SBT 認定の取得が達成条件として設定されている。

中小企業版 SBT 認定は、対象範囲は Scope1・2 に限られているものの、SBT 認定と同様に科学的根拠に基づく GHG 削減目標が定められている。また、2026 年 10 月現在での日本の SBT 認定企業は 2,559 社、うち認定中小企業は 2,159 社となっている[39]。他方、日本における総企業数は約 337.5 万社で、そのうち中堅・中小企業が約 336.5 万社[40]にのぼる点を踏まえても、中小企業版 SBT 認定を取得する難易度は高いと考えられる。その上で、認定取得にとどまらず、認定水準に準じた年次目標を策定し、達成に向けて取り組む企業はさらに一部に限定されると考えられる。

以上より、JCR は、本 SPT は野心的であると評価している。

[39] SBT Target Dashboard（https://sciencebasedtargets.org/target-dashboard）において、Location＝Japan、Near-term Status＝Validated Targets として検索した結果、日本の SBT 認定企業数は 2,559 社であった。また、同条件に加え、Organization Type＝SME として検索した結果、認定中小企業数は 2,159 社であった（2026 年 10 月 15 日閲覧）。

[40] 中小企業庁のデータを参照
2021 年 6 月時点｜https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/index.html

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

■SPT 2：再エネ 100 宣言 RE Action への参加

本 SPT においては、再エネ 100 宣言 RE Action への参加が達成条件とされている。

再エネ 100 宣言 RE Action への参加にあたって求められる目標水準は、RE100 と比較して一部緩和されているものの、再生可能エネルギーへの転換を長期的にコミットする必要があること等から、借入人にとって難易度は相応に高いと考えられる。

同宣言の参加企業数は、2026 年 10 月時点で 367 団体となっている[41]。一方で、日本における中堅・中小企業数は前述のとおり約 336.5 万社存在することを踏まえても、本宣言への参加は相応に難易度が高いものと考えられる。

以上より、JCR は、本 SPT は野心的であると評価している。

■SPT 3：トライくるみん/くるみん/プラチナくるみん認定

2026 年 8 月末時点で、トライくるみん認定は 9 社、くるみん認定は 6,044 社、プラチナくるみん認定は 919 社が認定を受けている[42]。日本における総企業数は約 337.5 万社であることを踏まえれば、これまでに認定を受けた実績があるのは、依然一部の企業にとどまっている。

以上より、JCR は、本 SPT は野心的であると評価している。

■SPT 4：えるぼし/プラチナえるぼし認定

えるぼし認定は、2026 年 8 月末時点で累計 4,545 社[43]が認定されている。他方、日本の総企業数が約 337.5 万社にのぼることを踏まえれば、これまでに認定を受けた実績があるのは、取り組みが先進的なごく一部の企業に依然とどまっている。また、プラチナえるぼし認定については、えるぼし認定を既に取得した企業が対象であり、その認定取得はえるぼし認定よりも難易度が高いと考えられる。

以上より、JCR は、本 SPT は野心的であると評価している。

■SPT 5：健康経営優良法人認定

「健康経営優良法人認定 2026」の実績について、「大規模法人部門」に 3,765 法人、「中小規模法人部門」に 23,085 法人が認定されている[44]。日本における総企業数が約 337.5 万社にのぼることを踏まえれば、認定取得企業は依然一部の企業にとどまっている。

以上より、JCR は、本 SPT は野心的であると評価している。

[41] 再エネ 100 宣言 RE Action ウェブサイト（2026 年 10 月 15 日閲覧）
https://saiene.jp/members/
[42] 厚生労働省のデータをもとに JCR 集計
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/jisedai/kijuntekigou/index.html
[43] 厚生労働省 女性活躍推進法への取組状況
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129028.html
[44] 経済産業省 ニュースリリース
https://www.meti.go.jp/press/2025/03/20260309002/20260309002.html

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

(3) SPT 達成に向けた計画・取り組み

西日本シティ銀行は、本商品を地域企業におけるサステナビリティ活動の契機として位置付けている。本商品では、あらかじめ設定された KPI/SPT の達成と融資条件を連動させることで、借入人による認定取得や制度参加等の取り組みを促進することを企図している。また、西日本シティ銀行は、「お客さま起点の“One to One ソリューション”」を基本戦略として掲げており、本商品を通じて取引先企業との継続的な対話を行いながら、取引先企業のサステナビリティ経営の高度化を後押しする方針である。

以上より、JCR は、西日本シティ銀行が借入人による SPT 達成に向けた取り組みを促進する体制を構築していることを確認した。

以上より、本フレームワークの SPT に係る野心性について、JCR は確認した。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

(4) JCR によるインパクト評価

JCR は、本フレームワークの SPT に係るポジティブなインパクトの増大及びネガティブなインパクトの回避・管理・低減の度合いについて、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が策定したポジティブ・インパクト金融原則の第 4 原則で例示されているインパクト評価基準の 5 つの観点に沿って確認した。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトは、以下のとおり UNEP FI の定めるインパクト・エリア／トピックに幅広く該当している。

社会	人格と人の安全保障	紛争	現代奴隷	児童労働	
		データプライバシー	自然災害		
	健康および安全性				
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	食料	エネルギー	住居
		健康と衛生	教育	移動手段	情報
		コネクティビティ	文化と伝統	ファイナンス	
	生計	雇用	賃金	社会的保護	
	平等と正義	ジェンダー平等	民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済	強固な制度・平和・安定	法の支配	市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性	零細・中小企業の繁栄		
	インフラ				
	経済収束				
自然環境	気候の安定性				
	生物多様性と生態系	水域	大気	土壌	
		生物種	生息地		
	サーキュラリティ	資源強度	廃棄物		

また、本フレームワークの SPT は、中堅・中小企業を始めとする借入人に対して設定されるものであり、借入人各社の経営戦略に基づいて取り組むものであることから、様々な規模・業種の企業において、事業全体にわたってのインパクト発揮が期待される。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークは、借入人である西日本シティ銀行の顧客層のうち、中堅・中小企業等を主たる対象としている。西日本シティ銀行のメイン取引先には多くの中堅・中小企業が含まれているものと推察されるが、2026 年 3 月末の同取引先数は 23,161 先にのぼり、同取引先向けの融資残高は約 3.4 兆円である[45]。これらの取引基盤を踏まえると、西日本シティ銀行の法人向け事業において大きなインパクト創出が見込まれる。

[45] 西日本 FH 統合報告書 2026 資料編
https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure_chukandisclosure/disclo_202607/shiryou_all.pdf

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

③　効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、借入人である中堅・中小企業のサステナビリティに関する経営課題の解決に資するものであり、企業の持続的な成長や競争力強化につながることが期待される。また、これらの取り組みは、西日本 FH グループが推進するサステナブルファイナンスの拡大及び持続可能な地域社会の実現にも資するものである。したがって、本フレームワークにおける SPT は、西日本シティ銀行にとって戦略的意義が大きく、投下資本に比して大きなインパクトが期待される。

④　倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本フレームワークの SPT に係るインパクトについて、本項目は評価対象外である。

⑤　追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本フレームワークの SPT は、SDGs の 17 目標及び 169 ターゲットのうち以下記載の目標・ターゲットに対して追加的なインパクトが期待される。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.4　2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.5　政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 7：エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.1　2030 年までに、安価かつ信頼できる現代的エネルギーサービスへの普遍的アクセスを確保する。

ターゲット 7.2　2030 年までに、世界全体のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。

ターゲット 7.3　2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.3　生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

ターゲット 8.5　2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。

ターゲット 8.10　国内の金融機関の能力を強化し、全ての人々の銀行取引、保険及び金融サービスへのアクセスを促進・拡大する。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.



目標 9：産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



目標 12：つくる責任　つかう責任

ターゲット 12.2　2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。



目標 13：気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性（レジリエンス）及び適応力を強化する。

ターゲット 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減、早期警戒に関する教育、啓発、人的能力、および制度機能を改善する。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

4. 借入金の特性

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められた借入金の特性について、予め設定された SPT が達成されるか否かによって、ファイナンス条件等は変化するか等を確認する。

(2) 借入金の特性の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められた借入金の特性は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

JCR は、本フレームワークに基づいて実行される借入金の契約書類において、事前に設定された SPT が達成された場合に金利がステップダウンする仕組みが構築されていることを確認した。また、年次のモニタリングにおいて、各種認定の失効等により、SPT 達成状況が維持されていないことが確認された場合には、金利がステップダウン前の水準に戻り、その後 SPT が再度達成された場合には金利が再びステップダウンする仕組みとなっていることを確認した。

また、KPI の定義及び SPT の設定についても契約書類に記載されることを確認した。

さらに、貸付実行時点で予見し得ない状況により、KPI の定義、SPT の設定又はこれらの前提条件に重要な変更が生じた場合には、借入人と貸付人が協議のうえ対応を検討し、必要に応じて外部機関による確認を受ける予定である。

以上より、JCR は、本フレームワークで定められた借入金の特性が、SLLP 等で示されている具備すべき条件の全てを満たしていることを確認した。

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

5. レポーティング・検証

(1) 評価の視点

本項では、本フレームワークで定められたレポーティングについて、選定された KPI の実績に係る最新情報や SPT の野心度を判断できる情報等が、年に 1 回以上開示されるか等を確認する。また、本フレームワークで定められた検証について、選定された KPI の実績に対する独立した外部検証は実施されるか、当該検証内容は開示されるか等を確認する。

(2) レポーティング・検証の概要と JCR による評価

▶▶▶ 評価結果

本フレームワークで定められたレポーティング・検証は、SLLP等で示されている具備すべき条件の全てを満たしている。

西日本シティ銀行は、融資実行から完済までの期間、借入人から少なくとも年 1 回、KPI の実績について報告を受ける予定である。また、レポーティングについては、借入人が設定した KPI の実績について、可能な限りホームページ又はその他の開示資料で開示するよう努めることとしている。

検証については、借入人は設定した KPI の実績について年次で西日本シティ銀行に報告するとともに、必要に応じて独立した第三者機関による第三者検証を受けることとしている。また、西日本シティ銀行は、借入人から報告された KPI の実績について、必要に応じて一次チェックを実施することとしている。

なお、本フレームワークにおいて対象となる KPI のうち、中小企業版 SBT 認定、再エネ 100 宣言 RE Action、トライくるみん／くるみん／プラチナくるみん認定、えるぼし／プラチナえるぼし認定及び健康経営優良法人認定については、達成した場合、認定又は参加状況が各制度の運営主体等により公表されることから、第三者検証と同等の機能が働くものと考えられる。

以上より、JCR は、本フレームワークにおいて、全ての KPI の実績について、検証又はこれと同等の仕組みが整備されていることを確認した。

6. SLLP 等への適合性に係る結論

以上より、JCR は本フレームワークが SLLP 等に適合していることを確認した。

（担当）佐藤 大介・葛　友樹

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.

本評価に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）、Loan Market Association（LMA）、Loan Syndications and Trading Association（LSTA）が策定したサステナビリティ・リンク・ローン原則及び環境省が策定したサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインへの評価対象の適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティ・リンク・ローンによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。設定されたサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲットの達成度について、JCR は借入人又は借入人の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を提供するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本第三者意見を提供するうえで JCR は、APLMA、LMA、LSTA、環境省及び国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

・サステナビリティ・リンク・ローン原則
・サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
・ポジティブ・インパクト金融原則

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワークについて、APLMA、LMA、LSTA によるサステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

・国連環境計画　金融イニシアティブ　ポジティブインパクト作業部会メンバー
・環境省　グリーンボンド外部レビュー者登録
・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ　認定検証機関)
・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録)　ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

・信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
・EU Certified Credit Rating Agency
・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（https://www.jcr.co.jp/en/）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部　TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所
Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者　金融庁長官（格付）第 1 号
〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8　時事通信ビル

Copyright © Japan Credit Rating Agency, Ltd. All Rights Reserved.